

平成31年1月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	アルモニア株式会社 (法人番号: 5011301016555) 代表者 小原和浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区永福4-13-1 (本社営業所) 東京都杉並区永福4-13-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月26日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	ネクストロード株式会社 (法人番号：9030001110126) 代表者 鈴木淳二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場69-1 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場69-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年3月9日及び平成30年3月20日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年1月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年1月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	宮西孝典
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県八千代市萱田2238-9-301 (本社営業所) 千葉県成田市宗吾3-564-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 190日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年4月23日及び平成30年4月24日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 運行管理補助者の届出義務違反(道路運送法第23条第3項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条)、(8) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9) 運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(10) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 19点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)